

環境審査顧問会風力部会（オンライン会議）

議事録

1. 日 時：令和5年9月5日（火） 14時00分～15時30分

2. 出席者

【顧問】

川路部会長、阿部顧問、岩田顧問、近藤顧問、斎藤顧問、鈴木伸一顧問、中村顧問
平口顧問、水鳥顧問

【経済産業省】

一ノ宮環境審査担当補佐、須之内環境審査専門職、中村環境審査係長
伊藤環境審査係、福田環境審査係

3. 議 題

(1) 環境影響評価方法書の審査について

① ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社（仮称）三種五城目風力発電事業
業

方法書、補足説明資料、意見概要と事業者見解、秋田県知事意見の説明

② 珠洲風力開発株式会社（仮称）馬縹・大谷風力発電事業

方法書、補足説明資料、意見概要と事業者見解、石川県知事意見の説明

③ 株式会社グリーンパワーインベストメント（仮称）蕨川地区風力発電事業

方法書、補足説明資料、意見概要と事業者見解、岩手県知事意見の説明

4. 議事概要

(1) 開会の辞

(2) 環境影響評価方法書の審査について

① ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社「(仮称) 三種五城目風力発電事業」

方法書、補足説明資料、意見概要と事業者見解、秋田県知事意見について、質疑応答を行った。

② 珠洲風力開発株式会社「(仮称) 馬縹・大谷風力発電事業」

方法書、補足説明資料、意見概要と事業者見解、石川県知事意見について、質疑応答を行った。

③ 株式会社グリーンパワーインベストメント「(仮称) 蕨川地区風力発電事業」

方法書、補足説明資料、意見概要と事業者見解、岩手県知事意見について、質疑応答を行った。

(3) 閉会の辞

5. 質疑応答

(1) ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社「(仮称)三種五城目風力発電事業」
＜方法書、補足説明資料、意見概要と事業者見解、秋田県知事意見＞

○顧問 では、早速、1つ目の案件、ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社による(仮称)三種五城目風力発電事業環境影響評価方法書についてです。方法書、補足説明資料、意見概要と事業者見解について、顧問の先生方から御意見、御質問、コメント等ございましたら、どなたからでも結構ですので、挙手にてお知らせください。どなたかございませんか。

では、私から、細かいことですが、方法書の106ページを出してもらえますか。食物連鎖図です。ここで大型猛禽類、クマタカというのを高次消費者として置いています。それで、生態系の上位性注目種としてクマタカを選んでおられるわけだけでも、その餌動物としてノウサギ、ヤマドリ、ヘビ類を選んでいますが、この中にヤマドリが入っていないです。せっかくだから生態系だったらヤマドリをどこかに入れておいた方がいいのではないかと思います。事業者の方、いかがですか。

○事業者 建設環境研究所です。少し聞き逃しがあったかもしれませんが、森林性鳥類についての記載がないといった御指摘でよかったですでしょうか。

○顧問 いや、生態系の上位性注目種で確かクマタカを選んでいます。何ページですか、生態系の上位性注目種の選定。

○事業者 すみません。承知しました。ヤマドリの件。そうですね。ここに漏れておりましたので、準備書の段階ではこの点を修正いたします。

○顧問 分かりましたか。森林性小型鳥類というのは書いてあるのだけれども、せっかくなら、小型、中型哺乳類というのがクマタカに対して矢印があるのに、これは何で調べないのだという話にもなるので、せっかく食物連鎖図を作って、それから生態系の上位性注目種として選んでいるのだったら、その辺のところを整合性を取った方がいいかと思った次第です。

○事業者 承知しました。今回現況を把握しましたら、改めて、現況に沿った生態系の食物連鎖図を整理したいと思いますので、その際は報告させていただきますので、よろ

しくお願いします。

○顧問 それから、クマタカを選んでいるのだけれども、実際に専門家の意見でイヌワシはいないだろうということだったのでしょうか。

○事業者 そうです。イヌワシはいないだろうと思っているのですが、現況の状況を踏まえて検討はしたいと思っております。

○顧問 分かりました。よろしくお願いします。

では、景観関係の先生、お願いします。

○顧問 方法書の237ページの景観の3)調査地域のところなのですが、風車を設置する山の高さは考慮せず対象事業実施区域の端部に風車があると仮定してというのは、ちょっとイメージがしにくいのですが、単純にこれは対象事業実施区域のボーダーの線の全ての点において風車があるという意味なのですか。端部というのがどこなのかとか、少なくとも標高は考慮するのですね。この文章、山の高さは考慮せずというのはすごく曖昧で、教えてください。

○事業者 まず、調査地域を設定するために、垂直見込角が1度程度の範囲にある主要な眺望点に対して調査地点を設定するということを考えました。そこで、対象事業実施区域の赤い線、次のページを見ていただくと、赤い線上に風車が建つというところで、そこに建ったときに垂直見込角が1度になる範囲というところで、地形を考慮せず、広めに地点も調査範囲も設定したということになります。

○顧問 地形を考慮せずというのは、地形による可視、不可視は考慮せずという意味ですね。

○事業者 そうです。

○顧問 表現をもうちょっと何か、普通の人でも分かるように書けないですか。赤い線の上は全地点予測したということなのですか。例えば100m置きとか500m置きとか。

○事業者 実際は風車が全て建つというイメージで、垂直見込角1度の範囲をバッファで持ってきたというイメージです。そちらが、244ページなのですが、対象事業実施区域から見て10.3kmの範囲という形になっております。点線の部分になります。

○顧問 それがこの文章で表現されているということですね。

○事業者 文章に関して、表記の仕方について検討してまいります。

○顧問 私には山の高さは考慮せずというのがちょっと不明だ。たかだか、広域の範囲を設定するというのがここに書かれているということですね。調査範囲として。

- 事業者 おっしゃるとおりになります。
- 顧問 単純に赤い線からバッファリングで最大の風車の高さに対して1度に見込める距離を引いたものを調査範囲としたということなのですね。
- 事業者 おっしゃるとおりです。
- 顧問 もうちょっと何か工夫してほしいですけども、分かりました。
- 顧問 専門の先生が読んで分からない表現というのはやはり問題になるので、その辺十分検討してください。
- では、生物関係の先生、どうぞ。
- 顧問 方法書310ページをお願いできますでしょうか。典型性で森林性鳥類を選定されていますけれども、この森林性鳥類というのは基本的には小鳥類と考えてよろしいですか。
- 事業者 そのとおりです。
- 顧問 地域が植林と二次林が大部分ですので、森林性鳥類で選定された種・群集についてはこれでいいかと思うのですが、餌資源の状況ということで、コドラート法と書いてあるのですが、コドラート法で対象としている昆虫類というのは、どんな昆虫類になりますか。あとは、具体的にどういうところにコドラートがあって、どういう調査をされるのか、ちょっと教えていただけますか。
- 事業者 314ページに調査地点の概要及び設定理由という表がございます。その表の中の下の方に「典型性餌資源：コドラート法」というところで、地点の概要を示しておりますが、実際、現地、環境省の植生図を基に整理になっているのですけれども、アカマツ群落やスギなどの混交林の場所であったり、植林地、あと二次林といったところを対象に調査を行います。その中には、それらの環境に属する昆虫類等を対象として。
- 顧問 私の質問の仕方がちょっと悪かったと思いますが、どういった地点に設定したかではなくて、調査の内容です。コドラートというのは普通、方形の枠を取って、その中を調べるということですので、一般的にはどちらかという、例えば植物、あるいは岩礁性の海岸の動物とか、そういう固着性のものを対象としたものが多いと思うのですが、昆虫だと一般的にはビーティングとかスウィーピングのような方法が取られていると思うのです。それを恐らく定量性を持たせるためにコドラートという言葉が使われているのではないかと思うのですが、その具体的な内容を教えていただきたいのと、それによって採集なり観察なりをする対象となる昆虫類が何なのかということを教えていた

だきたいという質問でした。お答えいただけますでしょうか。

○事業者 主に芋虫や幼虫といったものの採集になります。

○顧問 一定面積内で、これはビーティングで集められた鱗翅目の幼虫等を採集するというようなイメージですね。それでよろしいですね。

○事業者 はい。

○顧問 春から夏にかけてはそういったものが中心だと思いますし、秋も一部そういったものが、取るものがあるということで、春、夏、秋で餌を設定していただいているのですが、鳥類の方の調査は四季調査になっていまして、冬も入っていると思うのです。森林性鳥類はかなりいろいろな種類があると思いますし、例えば植物性の餌資源というのはそれほど重要にはならないのかという点。あとは、例えば森林性鳥類の生息環境という観点から見ると、森林の構造等も結構重要な森林性鳥類の生息を決めるファクターになると思うのですが、そういったものは今回調査されないのでしょうか。

○事業者 御指摘いただいたのは、冬場の森林性鳥類の調査を行うに当たっての餌資源等についてどのように考えているかでしょうか。

○顧問 とうか、冬場も入っているので、森林性鳥類の餌として今回、まず植物の餌資源として調べないのかということ、それから生息環境としての森林構造については調べないのかということについて質問しました。

○事業者 失礼しました。今回方法書の中では森林性鳥類の植物性の餌資源調査の方針を掲載できていないのですけれども、植物性の餌資源の調査は検討しております。そのことを踏まえて、この秋から冬に実施の方向で考えております。森林構造等におきましては、植生調査等の結果の中で対応できるかと思っておりますので、その解析等についてはこれから具体的に詰めていきたいと考えております。

○顧問 これは私の意見なので、コメントとして聞いていただきたいのですが、植物性の餌資源というのは結構難しい面もあって、年によって結実状況が異なるとか、そういったこともありますので、実施できる範囲で御検討いただければと思います。あとは、基本的にはやはり植物との関係。それは餌だけではなくて、生息環境というのも重要になると思います。一般的な森林構造の調査、例えば胸高直径を測ってコードラート内で樹種を評価するというのであれば、それほど難しいことではないと思いますので、そういった補足情報もあると、鳥類がいた地点がそれぞれどういう森林構造の地点かというのが分かると思いますので、そういった調査も前向きに御検討いただければと考え

ております。それは私からのコメントですので、ただお聞きいただければと思います。
よろしいでしょうか。

○事業者 御助言ありがとうございます。参考にさせていただきます。

○顧問 それから、ちょっと細かいところなのですが、92ページと103ページを比較したいので、まず92ページを開いていただけますでしょうか。こちらを見ていただければ分かると思いますが、これは新しい植生図で作成されているのですか。植生自然度、この状況は植林と二次林が大部分で、9、10に相当するところはないということで、文章でも書かれていると思うのです。この図は分かりやすいと思うのですが、103ページを開いていただけますか。103ページにあるのですけれども、これは、色が分かりにくいということです。103ページの下の方にあるのは、植生自然度9ではないですね。水源涵養保安林ですね。青がちょっと読み取りにくかったのですけれども、民有林の水源涵養保安林ということですね。そこは植生自然度9ではないですね。

○事業者 おっしゃるとおりです。

○顧問 分かりました。ちょっと見にくかったので、読み違えてしまいましたので、できればちょっと鮮やかで分かりやすい色と暗い色というように描いていただくと読みやすかったかというところですか。分かりました。私の方の見間違いでした。

○事業者 準備書では表記の仕方、番号をつけるなりしまして、分かりやすいように修正いたします。

○顧問 先生、よろしいですか。

○顧問 結構です。準備書で分かりやすくしていただけるということですので、それをお願いいたします。

○顧問 では、ほかの先生方、何かございませんでしょうか。

特にないようですが、それでは、この辺で最初の案件の質疑応答を終了したいと思います。事務局、お願いします。

○経済産業省 まず1件目の（仮称）三種五城目風力発電事業環境影響評価方法書の審査を終了したいと思います。

（2） 珠洲風力開発株式会社「（仮称）馬縹・大谷風力発電事業」

<方法書、補足説明資料、意見概要と事業者見解、石川県知事意見>

○顧問 では、2件目、珠洲風力開発株式会社による（仮称）馬縹・大谷風力発電事業環境影響評価方法書についてです。方法書、補足説明資料、意見概要と事業者見解について、顧問の先生方から御質問、御意見、コメント等ございましたら、どなたからでも結構ですので、挙手でお知らせいただければと思います。景観関係の先生、お願いします。

○顧問 景観の289ページの主要眺望地点なのですが、これは洋上には何か観光船とかそういうものは一応確認されているのでしょうか。

○事業者 プレック研究所です。定期航路については、この図よりももっと西側の方を、舳倉島の方に向けて1本あります。この周辺には観光船の運航等はございません。

○顧問 分かりました。

○顧問 ほか、ございませんか。大気質関係の先生、どうぞ。

○顧問 補足説明資料の14番を見ていただけますか。そこで周知の埋蔵文化財包蔵地の状況についてというところを聞いています。ちょっと質問文章がおかしいですが、対象事業実施区域内に埋蔵文化財包蔵地がありますけれども、文化財保護担当部署等との協議の状況をお伺いしますという質問をしています。

それで、方法書の187ページを見ていただけますでしょうか。そこにありますように、対象事業実施区域の中に、6番、かなり広い包蔵地と7番という包蔵地がありますので、これらについて、教育委員会とか、文化財保護の担当部署と協議をしていますか、とそういう質問なのですけれども、御回答は、概略位置について確認を行ったところですが、正確な範囲に係る座標値は入手できておりませんということですが、一応これは文化財保護担当部署との協議は行っているのでしょうか。まずその点をお伺いします。

○事業者 珠洲風力開発です。本件に関しましては、現場を担当しておりますほかの者より回答したいと思うのですが、入っていますでしょうか。

現場担当は今日別の場所からだったので、今入っていないようでございまして、珠洲市の方とは協議は始めさせていただいております。ただ、今後調査をしていく中で、詳細な風車の位置とかを決めていくという中におきまして、今後さらに詳細な協議を行っていくものと理解しております。

○顧問 そうしますと、県知事意見を出していただけますか。6ページの地形・地質のところです。そこにイとして、対象事業実施区域内に国指定史跡珠洲陶器窯跡が含まれており、損壊の可能性が高いことから、影響が及ぶことのないように当該区域から当史

跡を除外することという意見がついております。それから、最後のところに、このことを踏まえて、珠洲市芸術文化創造室と協議して必要な調査を実施し、地形改変等による影響を予測及び評価することという意見がついていますが、これに対する対応はどうされるつもりでしょうか。

○事業者　　まず、知事意見を頂戴しております国指定の文化財ということでございますが、こちらは先ほどの方法書187ページでいうところの7番の部分に該当するものと理解しております。こちらにつきましては、我々も県の審査会の先生方の現地調査の折にも現地を確認しております、そのときも質疑などでいろいろ教えていただいたところでございます。こちらの方につきましては、改変区域に入れない予定にしている中でございまして、今後、調査を行う中で、いろいろ調べていきながら、御指摘のとおり都度相談をしながら進めていきたいと考えているところでございます。

○顧問　　そうしますと、地形、地質のところは項目選定をして評価するという理解でよろしいでしょうか。

○事業者　　そちらについては、プレック研究所の方、いかがでございませうでしょうか。

○事業者　　こちらの文化財に関わる部分については、文化財保存のための協議等を通じて、基本的には外していく方向になると考えていますので、地形、地質という形で取り扱うことは想定しておりません。基本的には影響が及ばないように、設計検討の際に対応するものと考えております。

○顧問　　分かりました。では、改変地域からは完全に外してしまうということですね。

○事業者　　珠洲風力開発です。そのとおりでございます。

○顧問　　それから、補足説明資料にまた戻りまして、21番を見ていただけますか。ここでは、騒音のところなのですけれども、設置を予定している風車のハブ高さ付近における、調査地域を代表する風況を把握できる地点を選定すると書いてあるのですが、その候補地点について聞いています。その御回答に、哺乳類調査地点におけるBD-1、BD-2の2地点で行うという御回答なのですが、一応騒音のところにもどこに風況観測塔があるかということはきちんと記載しておいていただきたいと思うのですが、それでよろしいでしょうか。準備書のときで結構ですが。

○事業者　　プレック研究所です。準備書の段階で対応させていただきます。

○顧問　　それから、また県知事意見に行きまして、今度、2の個別の事項、3ページのところ。ここで大気質について、十分な低減が図られるように、適切な環境保全措置を

検討することという意見がついているのです。一応、大気質に関しては×を入れて、項目選定をしないということになっていたと思うのですが、項目選定をしないと、こういった環境保全措置を書くところがありませんので、書くとしたら第2章の工事のところしかないのですが、そこに御意見がついているので、環境保全措置について準備書のと きに書いていただいた方がいいのではないかと思います、その点はどうでしょうか。

○事業者 予測、評価の際に騒音、振動については当然書くのですけれども、それと併せて、使用する建設機械について、低排出型、超低排出型の建設機械を使用する等の対応につきましては、第2章の工事計画の方で記載させていただきたいと考えております。

○顧問 それでは、水関係の先生、どうぞ。

○顧問 補足説明資料の30番をお願いします。ここで、長池にも水質調査・予測地点を追加したらどうでしょうかという質問をさせていただきました。事業者の御回答は理解しましたが、例えば、補足説明資料の19ページに図26がありますが、それを見ると、確かに現状の発電機の配置等から考えると、長池に濁水が流入する可能性は今のところ少ないのかと思いました。ただ、発電所の配置や道路の計画などは、まだまだ未確定な状況ですので、場合によっては長池への濁水影響というのも出てくる可能性があるかと思 います。

また、環境省の意見で重要な水生生物の調査地点としてこの長池を追加されたわけですが、水生生物への影響を評価する上で、水質というのは非常に重要な影響要因だと思いますので、濁水の流入の可能性は現時点では分からないとは思いますが、その可能性にかかわらず、やはり水質調査地点として追加していただいた方がよろしいのではないかと思います、いかがでしょうか。

○事業者 珠洲風力開発です。私どもといたしましては、回答したとおり、可能性が低いということで、行わない方向で検討していたのですけれども、今の御指摘も踏まえまして、今一度、調査について検討したいと思います。

○顧問 それでは、生物関係の先生、どうぞ。

○顧問 何点かあるので、順番にコメントさせていただきたいと思 います。

まず、方法書の21ページをお願いできますでしょうか。こちらは、能登半島のちょうど先端に当たっておりまして、稼働中と書いてある既設の珠洲第1風力、珠洲第2風力というのがあ ると思 います。渡り鳥のルートなどを考えると、ちょうどその方向性に直交するような形で、幾つか風車が並んでいるのですが、その並びもちょうど1列に並ぶ

ようになっておりますので、やはり累積的な影響というのが気になる立地になっております。こういった場所ですと、既設の風車でどういった状況なのかということ进行调查するというのはやはり必須になるかと思うのですが、351ページからの調査方法を拝見したときは、死骸調査等、既設の風力に対する調査というはなかったのですが、それはお考えがない、あるいは実行できないということでしょうか。一つ一つ回答していただきたいと思います。

○事業者 既設風車で調査ということですが、一応こちらはグループ会社ではございますが、経営から全て別会社という形になっておりまして、私どもが勝手に調査をしていいという形にはなっていないところから、既設風力の方から情報の提供を受けて、その上で、累積的影響を判断していきたいと考えていたところがございます。

○顧問 グループ会社ということであれば、こちらの方の会社の方にもできるだけ協力をお願いして、そういったところで調査ができるようにしていただく、極力情報の提供もしていただくという形で、やはり現況の風車のところでのバードストライクの状態、あるいは飛翔の状態がどうなっているのか、そのところはきっちりと把握していただきたいと思いますので、準備書でもまた指摘させていただきましても、御検討はよろしく願いいたします。

○事業者 検討させていただきたいと思います。

○顧問 それから、66ページをお願いできますでしょうか。こちらは今までに放鳥されたトキが飛来しているということで、データを載せていただいておりますけれども、一番新しい記録が2018年3月となっているのですが、それ以降の記録はないということでしょうか。それとも、情報としてここまでの情報しか提供されていないということでしょうか。

○事業者 こちらにつきましては、県の審査会の先生方の現地調査の折に、この地、三崎町の方を訪問しまして、活動されている方にもお話を伺っております。その際、18年以降は一切飛来がないと伺っているところでございます。

○顧問 その辺りの飛来がないというところは、またよく検討しなければいけないと思うのですが、知事意見の方を開けていただけますか。(2)のオです。この能登地域自体がトキの野生復帰を目指す里地として国に選定されているということで、恐らく地域もこれに協力されているのではないかと思います。元々能登半島という地域は最後までトキが割と残っていたような地域ですので、今後、佐渡だけではなくということになれば、

やはり第2の候補地ということになると思う場所ですので、ここはやはり将来のトキの放鳥、あるいは飛来ということに向けて、少し慎重に対応していただかなければいけない地域かと思っております。

それで、これは私の意見でしかないのですが、実際、トキは今、データで提供いただいたように、観測しただけでは、現状としては観察できなかったということになるかと思うのですが、将来の復帰を目指すということを考えると、やはりトキで野生復帰を進めてきたときのように、自然再生事業では、トキの営巣のポテンシャル、あるいは餌環境のポテンシャル、H S I モデルなどを使ってやられていたようですが、そういったポテンシャルを評価して、それでどういった体制が進められるかということで、自然再生事業を進めていっていると思うのです。それを考えると、今後、こういったトキの営巣の可能性のある場所、あるいは採餌の可能性のある場所というのを遮るような形で風車ができるというのは、やはりあまり望ましくない状況なのではないかと思っておりますので、その辺は、既存の情報から掘り起こしていくということにはなるとは思うのですけれども、そういった情報も是非御検討いただいて、トキの将来の野生復帰、あるいは放鳥に向けた懸念事項ということで、別途御検討いただいて、できれば準備書に入れ込むか、準備書に入れ込まないのであれば、説明資料として提示していただくかということと取り組んでいただきたいと思っておりますので、その辺は御検討いただけますでしょうか。

○事業者 御指摘のとおり、当然調査といいますか、影響を与えないようにするのは当然のことと考えております。ただ、御指摘のとおり、主に文献なのか、又は専門家の先生にヒアリングをしながら、どのようにしていくのがいいのかというのを検討していくプロセスになるのかと考えておりますが、そちらの方はきちんと対応していきたいと考えておまして、準備書ないし補足説明資料になるかもしれませんが、御説明をさせていただきたいと思っております。

○顧問 それから、方法書に戻っていただけますか。75ページになります。ここはちょっと読み取りにくかったというところなのですが、重要里地里山というのが水色の線で海岸のところ少しあるのですが、その範囲が分かりにくいのです。ここはどこになっておりますか。Vというのは読めるのですが。

○事業者 プレック研究所です。図面が、線が重なってしまっておりまして、見づらくなってしまっておりまして申し訳ございませんが、重要里地里山は、お示ししております陸域全域を囲む範囲として、海岸沿いに線を書かせていただいております。その陸側が重要里地

里山となっております、特定のどこか細かい範囲が指定されているというものではないかと
思います。

○顧問 分かりました。では、少し引いた図を作っていたかないと、その範囲が読み
取れないような気がしますので、また準備書のときは別途、分かりやすく示した図面を
用意していただけますでしょうか。

○事業者 分かりやすく図示できるように工夫したいと思います。

○顧問 それから、105ページをお願いできますでしょうか。こちらは重要な自然環境の
まとまりの場だと思うのですが、こちらには里地里山が凡例として書かれていないよう
なのですが、これが抜けているのはどうしてでしょうか。

○事業者 御指摘のとおり、こちらには重要里地里山と重要湿地の方は抜けているとい
いますか、対象としなかった次第でございます。

○顧問 ただ、やはり入れておいた方がいいのではないかと思います、その辺はいか
がですか。

○事業者 動物と生態系の差異を示すなどといった、あまり明瞭でない理由で抜けてい
る次第でございますが、御指摘のとおり、やはり含めるべきと思いますので、準備書以
降では含めさせていただきたいと思います。

○顧問 それから、ここのKBAが重なっていると思うのですが、KBAは多分、指標
となるような生物というのが記載されていたような気がするのですが、何かそういった
記載はありませんでしたか。この地域でKBAに指定した理由となる種というか、指標
となる種というか、そういったものは出ておりませんでしたか。あるいは、説明はどこ
かにありますか。

○事業者 申し訳ございません。現状、すぐに当たれないものですから、具体的な名前
が出ていたかどうかというのはお答えできません。

○顧問 分かりました。多分、重要種とか注目種で影響予測される種との絡みというの
もあると思いますので、そこは準備書に向けてきちんと整理しておいていただきたい
と思いますので、よろしく願いいたします。

○事業者 承知いたしました。

○顧問 それから、376ページ、少し飛びますけれども、お願いできますでしょうか。上
から見ていただければ分かると思いますが、上位性種の候補の中にホンドキツネが入っ
ていて、こちらは非選定となっていて、典型性種の方にもホンドキツネが入っていて、

ここはホンドキツネを典型性に選びますということでマトリックスが書かれているのですが、過去にあまりキツネを典型性種として選定したかどうか。上位性、典型性両方で選んでいるというような場所はあったと思うのですが、一般的には上位性でキタキツネとかホンドキツネを選んだということはあると思います。典型性の種でキツネを選んだというのは、私はあまりよく存じません。というのと、基本的には上位性で選んでいただいているような例の方が多という点と、風力の特性を考えると、どちらかというと、風車に当たったような鳥を持っていってしまうような哺乳類だと思うのですが、肉食性も強いですし、そういった観点で、本当にキツネが一番適しているのか、典型性の注目種として妥当なのかどうかという点は、もう一度よく吟味いただきたいと思います。候補となるような種はほかにもたくさんあると思いますので、ちょっと今一度整理していただいて、もしホンドキツネということで生態系の影響予測をされるのであれば、それなりにきちんとした説明を準備書の中でしていただく必要があるかと思っておりますので、重々御検討いただきたいと思っております。よろしいでしょうか。

○事業者 生態といいますか、上位性ではないかという見方があるのは御指摘のとおりでございますが、一方で、植物質の餌も食べたり、あるいは様々な地形、環境を利用するというので、ホンドキツネを典型性種に選ばせていただいた次第でございます。ただ、例えば、このマトリックス表などが選定過程をきちんと反映できていないのではないかなという御指摘を石川県からいただいたりしておりますので、この表のしつらえも含めて、選定種の妥当性について、改めて説明ができるように検討したいと思います。

○顧問 あと、参考のコメントになりますけれども、経産省の方で過去に陸上生態系の評価手法という検討会をやったことがあるのですが、そのときの意見としては、こういった種を取り上げるのであれば、スカベンジャーであれば、そういう視点で取り上げるべきである。そうでなければ、そういったものはあまり適切ではないというようなコメントも載っておりますので、そういった報告書も参考に目を通していただければと思います。

○事業者 承知いたしました。

○顧問 ほかにございませんでしょうか。

ないようですね。それでは、これで2件目の質疑応答を終了したいと思います。事務局、お願いします。

○経済産業省　これで2件目の（仮称）馬縹・大谷風力発電事業環境影響評価方法書の審査を終了したいと思います。

（3）株式会社グリーンパワーインベストメント「（仮称）藪川地区風力発電事業」

＜方法書、補足説明資料、意見概要と事業者見解、岩手県知事意見＞

○顧問　本日3件目の審査です。株式会社グリーンパワーインベストメントによる（仮称）藪川地区風力発電事業環境影響評価方法書です。方法書、補足説明資料、意見概要と事業者見解について、顧問の先生方から御質問、御意見、コメント等ございましたら、どなたからでも結構ですので、挙手でお知らせいただければと思います。植物関係の先生、どうぞ。

○顧問　方法書の121ページをお願いします。その中ほど、左寄りのところに植生自然度9というのがウグイス色ではっきり描かれているのですけれども、それが対象事業実施区域の中になんか大きな面積で入り込んでいると思うのです。今回のところは、発電機の設定する位置というのはまだ決まっていないということで、尾根筋に黄色の線で示してあるということなのですから、黄色の線がこのウグイス色のところに通っているということなのです。136ページに戻っていただけますか。先ほどほかの先生のお話でもありましたけれども、KBAがちょうどそのウグイス色の自然度9のところ、主にこれはブナ林なのですが、チシマザサ・ブナ群団ということで示されているところですが、ここ重なっているわけです。ということは、かなり自然性が豊かであるというようなことが言えると思うのです。生物多様性の面からも豊かであるということですので、まだ発電機の設置が計画段階であるというようなこともありますので、ここは是非発電機の設置は避けていただきたいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○事業者　グリーンパワーインベストメントです。既存資料で確認いたしますと、御指摘のとおりでございます。事業者といたしましては、まずは環境の現況をしっかりと調査させていただきまして、その上で判断してまいりたいと考えているところでございます。

○顧問　それで、今度は、準備書段階では現地調査ということに入るわけなのですが、ここの当該エリアはかなり面積的に広いです。相当広い範囲になっているわけですから、現地を踏査して調査をしていくということですが、どれくらいの調査地点の数を想定されているのでしょうか。

○事業者　日本工営です。今御指摘のとおり、南側のエリアにつきましては、既に文献

調査の結果、自然度が高いという可能性ということで、コンサルとしても十分把握しているところでございます。今回この辺りがどの辺りまで分布しているかというのは、基本は踏査、歩き回る形で把握をしたいと思っております、こういった既存資料も活用しながら、自然度が高い可能性があるところについては密に調査をしようと考えているところでございます。

○顧問 広いので調査は大変かと思うのですがけれども、満遍なく行っていただいて、是非いいものにしていただければと思います。かなり重要な感じがしますので、しっかりと調査をお願いできればと思います。

○顧問 ほかにございませんか。水関係の先生、どうぞ。

○顧問 私からは、事前に御質問した補足説明資料の3番と40番を中心にして、ちょっと御意見あるいはコメントをいただきたいと思っております。

まず最初に、3番のところでは、既存の林道と風車間の作業道の関係について少しお伺いしました。その趣旨はといいますと、かなり広い領域で、なおかつ三十数基建つ可能性があるということで、既存の林道がどれだけ利用できるのかというところが土工量等にも非常に関係するのかと思って、質問させていただきました。その回答の中で、林道は結構ありますというお話でした。図2を作っていたかましても、ありがとうございます。ただ、ちょっと図2の見方が分からないということもあるのかもしれませんが、既設の林道と風車との位置関係、必ずしも近くない部分がある、位置的にずれているところが結構あると思ったのですが、この辺り、風車間の作業道の線形と既存の林道との線形からいって、結構新設の道路が多くなるのかどうか、その辺り少しお話をお伺いできないでしょうか。

○事業者 グリーンパワーインベストメントです。現状ではまだ風車の配置を決定しておりません、どれくらいの土工量になるか、また新設をする必要があるかというところについても、まだ把握ができておりませんので、今後詳細を詰めていく中で、新設を減らすとともに、土工量もなるべく減らしていけるように検討してまいりたいと考えております。

○顧問 今の時点ではちょっと分からないかもしれませんが、図2は非常に細かい図面なのですが、ちょっと分かりにくかったものですから、準備書等では、新設道路、それから既存の道路をどれだけ利用できているとか、切土、盛土の関係とかも含めて、分かりやすい図面をよろしく願いいたします。

○事業者　かしこまりました。可能な限り分かりやすく表現できるように努めてまいりたいと思います。

○顧問　それから、40番の質問についてです。水の濁りの調査地点を6地点挙げていただいたのですけれども、そのうちの1地点がかなり広い領域を代表しているということで、もう少しそれを分割したような形で、いわゆるそれぞれの風車あるいは道路が環境へ与える影響が分かりやすいような形で取水調査ポイントを取っていただけないかという趣旨で質問させていただきました。追加質問を含めて、7番、8番の追加という提案をいただいたという理解でよろしいでしょうか。

○事業者　そのとおりでございます。

○顧問　2ポイント追加していただいたので、大分分かりやすくなったと思います。ただ、7番の真ん中を通っている軽松沢川の中流辺りというのは、ポイントを設けられれば少し違うのかという気がするのですけれども、現状、調査地点として選べるようなポイントなのかどうか、少しお伺いしたいと思います。

○事業者　日本工営です。今いただいた御指摘を踏まえて、現地の中で、こういったところで安全に取れるか、あとは、堰も所々あるものですから、そういった現地の状況を踏まえて、再度検討してまいりたいと思います。

○顧問　確かに今言われたように、私から質問もさせていただきましたけれども、間接流域のところの一部あったり、結構水のやり取りは複雑な地点もあるようですので、現地をよく見ていただいて、できれば中流辺りに1つあると、領域の区分が分かりやすくなるかと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○顧問　ほかの先生方、何かございませんか。生物関係の先生、どうぞ。

○顧問　知事意見でも出ておりますけれども、先ほどほかの先生が言われた自然環境、ブナの自然林とか、KBA、緑の回廊、こういったところは非常に重要だと思いますので、周辺も含めて十分影響を低減していただきたいというのがもちろんまず第1点目に重要なことなのですが、この地域でもう一つ非常に重要なのが、日本全国からいくとマージナルな環境にはなるのですが、岩手県は非常にイヌワシの保護というものを重視しておりまして、その中核に当たる地域になると思います。そこで、知事意見の方でもこちら辺りから非常にたくさんの意見が書かれております。

それから、方法書の方を見ていただけますか。方法書の359ページに専門家ヒアリングの結果が書いてありますけれども、ここの2ポツ目、風力発電事業によってイヌワシが

このエリアからいなくなった場合、企業の社会的責任が問われると、かなり強いことが書かれていると思います。

ですので、ここで風力発電事業が実施されるということに当たっては、相当慎重に進めていただく必要があるのではないかと考えます。ということで、イヌワシの調査の方、調査自体の調査圧を与えないということも含めて、いろいろな影響予測に必要な情報が十分得られる、あるいは、場合によっては保全措置ということもあると思いますので、そういった保全措置に必要な情報も得られるということで、調査を進めていただきたいと思いますと考えております。

その前提に立って、401ページを開いていただけますか。希少猛禽類の調査です。この範囲に設定していただいているということなのですが、ここに描いてある丸のバッファというものは、上空の希少猛禽類を判別できる範囲と書いてあるのです。通常よく、それぞれの地点からの可視領域図というのが描かれると思うのですが、どうもそれとはちょっと違うような気がするのです。まず、今回可視領域図は作られたのかということ、それから、このバッファは何を意味しているのかということをお聞かせいただけますか。

○事業者 バッファの範囲ですけれども、調査定点から3kmという形で引いております。クマタカもありますけれども、イヌワシも対象ですので、通常より少し広い範囲まで確認できるかというところで引いております。基本的には可視領域も調査が始まってから引いておりますけれども、まずは机上で調査地点を置いているというのが実情でございます。この中で、調査地点を選びながら、現在調査をしているところになります。

○顧問 ここは全部見えているのでしょうか。山の斜面等を含めてですが。

○事業者 背後に斜面があるような場合もありますので、必ずしも円になるとは限りません。

○顧問 その辺りは準備書ではきちんとお示しいただけるということですか。

○事業者 準備書の方で示させていただこうと思っています。

○顧問 猛禽類の調査については、もう既に入られている。1年目で入られているということでしょうか。

○事業者 先行して猛禽類については調査を開始しております。

○顧問 では、その辺りの結果も踏まえて、弾力的に調査を進めていただければと思います。

それから、415ページです。多分、今回まだその辺りの1年目の調査の結果がまとまらないと絞り込めないということでしょうけれども、上位性の注目種としてイヌワシ、クマタカを想定するという、これはどちらかを選ぶということでもよろしいでしょうか。

○事業者 どちらか、飛翔の状況等を見て、対象事業実施区域の上位性種を選びたいと思っています。

○顧問 分かりました。くれぐれも、ここの地域はイヌワシが重要な地域ですので、イヌワシがほとんど利用していないということでしたら、外していただくことはあり得ると思いますけれども、それなりにイヌワシの飛翔が見られた場合は、今後の保全措置等を検討する上では、やはり生態系の項目で評価していただくということが非常に重要になると思います。今回具体的に決まっていないということで、調査に関してもそれほど詳細には書かれていないと思うのですが、準備書までにそこら辺は十分検討いただいて、調査を進めていただければと思います。

○事業者 了解いたしました。

○顧問 ほかにございませんか。景観関係の先生、どうぞ。

○顧問 329ページ、主要な眺望地点からの視認可能性というページです。これは事業者というよりは、今回この場所、予定地が20~30基建つものだけでも、想定される尾根の範囲が結構広域に広がっているのですが、結構近い視点からだと、一つ一つの垂直見込角、むしろ経産省の方に、やはり風力のいわゆる景観予測、評価という研究事例が必要ではないかというのが、この水平の広がりというのも結構あると思うのです。当然、視点、眺望点が近ければ、しかも、こういう広範囲が候補地ということになると、1基の垂直見込角もあるのだけれども、全体の水平的な広がり、水平のパノラマに占める割合が大きくなってくると、やはり影響も大きいので、その辺、特に今のアセスの中では必要とされていませんが、これが洋上の方に下りてくるとなおさら、水平ということを時々言っていますが、やはり何らかの段階でいわゆる調査研究が必要なのではないかと思ったので、コメントです。

事業者の方にちょっと聞きたいのは、設置を検討している尾根というのが、具体的に20~30基をここに置いていくときに、ある程度開発とかいろいろなメリットを考えると、全面にばらまくということはある程度あり得ないのだと思うのですが、それを検討しても、これだけの候補地があるというようにしてアセスを始めたということでもよろしいのでしょうか。いかがでしょう。

○事業者　グリーンパワーインベストメントです。大変恐縮でございます。まず、329ページにお示ししている図でございますが、こちらは配慮書で掲載したものでございます。現時点での図面は423ページに記載をしてございまして、事業計画区域が変更になってございます。

○顧問　分かりました。これだと逆に、ここに分断されている尾根に必ず1基、2基は建つとっていいのでしょうか。

○事業者　分断されている尾根全てを使うということではなく、今後、環境への影響や現場の風況などを踏まえて、風車の配置を検討してまいりたいと考えてございます。また、事業実施に当たり、経済性というのも必要になってまいりますので、なるべく改変する区域というのも減らしてまいりたいと考えております。

○顧問　事業者というよりは、先ほども言ったとおりなのですが、やはり眺望景観の水平的な広がりに対して発電設備が水平見込角でどれだけ分布するかというのは、何となく指標になるのかと思っているので、ちょっと聞いてみました。

○顧問　それでは、ほかにどなたかございませんか。ございませんね。

それでは、これで3件目の質疑応答を終了したいと思います。事務局、お願いします。

○経済産業省　これにて本日3件の（仮称）藪川地区風力発電事業環境影響評価方法書の審査を終了したいと思います。

事務局から特段御連絡する事項はございません。これにて3件の方法書の審査を終了したいと思います。本日はどうもありがとうございました。

<お問合せ先>

商務情報政策局 産業保安グループ 電力安全課

電話：03-3501-1742（直通）

FAX：03-3580-8486